

令和 5 年度鹿追町財政健全化及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 8 月 1 日審査に付された令和 5 年度鹿追町財政健全化及び経営健全化について審査した結果、次のとおり報告します。

令和 6 年 8 月 31 日

鹿追町長 喜 井 知 己 様

鹿追町監査委員 野 村 英 雄

鹿追町監査委員 畑 久 雄

審査の概要

1 審査の対象

(1) 財政健全化判断比率

- ・実質赤字比率
- ・連結実質赤字比率
- ・実質公債費比率
- ・将来負担比率

(2) 資金不足比率

- ・国民健康保険病院事業会計
- ・簡易水道特別会計
- ・下水道特別会計

2 審査の期間

令和6年8月1日から令和6年8月30日まで

3 審査の方法

財政健全化審査及び経営健全化審査について、町長から提出された財政健全化比率及び経営健全化比率、算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された財政健全化比率及び経営健全化比率並びに根拠となる資料は、いずれも適正に作成されていると認める。

なお、審査に付された比率については、次のとおりである。

項目	令和5年度	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	9.7%	9.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率	—	—	350.0%	

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は算定されないため「—」と表示。

指標	特別会計名	令和 5 年度	令和 4 年度	経営健全化基準
資金不足比率	国保病院事業会計	－	－	20.0%
	簡易水道特別会計	－	－	
	下水道特別会計	－	－	

資金不足比率は算定されないため「－」と表示。

総括

財政健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額がないため算定されない。

将来負担比率においても将来負担額は充当可能財源等の額を下回り、算定されない。

実質公債費比率は 9.7%で早期健全化基準を下回っているが、前年度より 0.4 ポイント増加した。

財政状況は基準内に収まるよう財政健全化に努めることを望む。

資金不足比率

各会計とも不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

財政健全化判断比率、資金不足比率ともに指数的には基準内であり、財政状況は良好と見る。

今後とも、財政指標を分析し適正な財政維持を確保するよう切望する。